慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	清代の配偶者殺人の記録に見る女性像とその実態
Sub Title	Image and reality of women from the Qing dynasty's spousal homicide case reports
Author	五味, 知子(Gomi, Tomoko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2015
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.85, No.1/2/3 (2015. 7) ,p.201(201)- 220(220)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	文学部創設125年記念号(第2分冊) 論文 東洋史
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20150700-0201

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清代の配偶者殺人の記録に見る女性像とその実態

五味知子

はじめに

本稿は清代に書かれた裁判記録をもとに、配偶者殺人の描かれ方について分析するものである。特に配偶者殺人に関わった女性に対して下された判決と、事件そのものの真相や結婚の実態について考察する。(1)

使用する史料は乾隆元年（一七三六）から乾隆六年（一七四一）の刑科題本である。清朝高官の日常業務の報告文書のうち刑部が審議すべき内容を扱い、内閣の刑科に保存されたものである。特に婚姻や家庭に関わり、刑科題本婚姻家庭類として分類された文書を使用する。(2)なかでも、各題本の最後に付される「貼黄」という事件概要報告書を分析対象とした。

刑科題本を主史料とした理由は三つある。第一に、刑科題本には全国の重大事件が記録されており、清代社会の全体的傾向を把握するのに有効だからである。そのかわり、判決においても事件概要の記述においても婚姻慣習や風俗の差などは考慮されておらず、地域性を読み取ることは難しい。第二に、刑科題本に記録されている事件は重大なものなので、詳細に事実を調べ、律例に照らして判決が下されているからである。地方檔案には結論が曖昧なままで終わっている案件が多数見られるが、刑科題本では解明した事件の概要、関係者の最終供述、判決が全て明快に記されている。民事裁判を中心に女性の権利について分析した研究が近年増加しているが(3)、双方を仲裁することを目的とした民事裁判は、訴えが取り下げられればそこで終わってしまう(4)。刑事裁判の場合、犯人の人命にも関わる重大な問題のため、庶民の家庭内の

もめごとであっても、必ず慎重に捜査し、判決を下している。当事者の供述や提出した証拠文書など、庶民の日常や心性に関わる史料も含まれている。第三に、史料の数量が豊富なためである。刑科題本婚姻家庭類は、七万件以上の檔案を含んでいる[5]。

乾隆初期を考察対象とした理由は、第一に乾隆初期のデータを集めたリーの研究[6]や乾隆後半のデータを集めた王躍生[7]などの研究があり、これらを参考として議論を補強したり、比較検討したりすることが可能だからである。第二に、明末清初の社会変化、例えば、ジェンダー規範の変化[8]や身分感覚の変化[9]が法に取り込まれたのが雍正年間から乾隆年間であった[10]ためである。第三に、乾隆初期については中央研究院近代史研究所郭廷以図書館がマイクロフィルムを紙焼きして冊子化しており、目録も備わっているために、利用が容易であったからである[11]。

史料の訳文は全て筆者による。史料中に記された年齢は数え年をそのまま訳出した。史料中の年代・日付は中暦を原則とし、西暦を括弧内に入れた。刑科題本婚姻家庭類マイクロフィルムの出典については檔案番号で示したうえ、中央研究院近代史研究所郭廷以図書館所蔵の目録を参考に、文書の日付と題名を付した。

一　配偶者殺人の加害者と傾向

（一）配偶者殺人の傾向

リーは一七三八―一七四〇年の刑科題本をもとに、親族に対する重大犯罪の統計を出し、被害者の内訳を示した[12]。それによると、男性が加害者となったのは三五五件であり、そのうち一二六件（三五パーセント）の被害者が妻である。一方、女性が加害者となったのは七〇件であり、そのうち五八件（八二パーセント）の被害者が夫である。件数としては夫が妻を害した事件のほうが多いものの、女性が加害者となった案件の被害者に占める夫の割合の高さは注目に値する[13]。

さらに、死罪に当たる重大犯罪を分析すると、女性が加害者の場合は性的原因（sexual）が七二パーセント、財産原因（property）は一〇パーセントである。他方、男性が加害者となった場合は性的原因が一七パーセント、財産原因が五三パーセントである（図1）。つまり、女性が加害者の場合、性的原因の割合が、男性が加害者の場合、財産原因の割合が多いということになる。

以上のことから、案件の数そのものは男性よりも少なかったが、女性の起こした案件の中では性的原因をもと

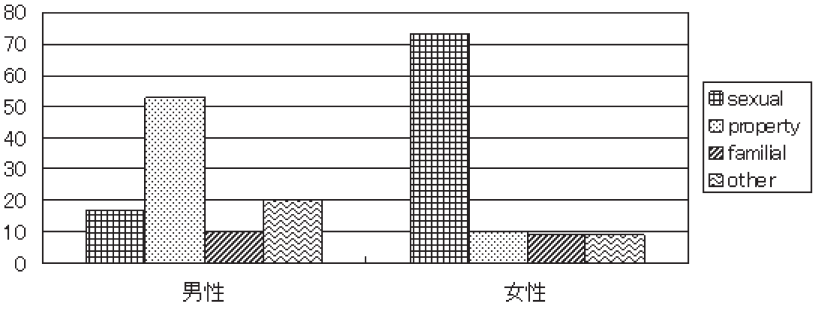


図1　加害者の性別と事件原因の割合（刑科題本 1738 ～ 1740）
Lee 前掲論文、84 頁、表 6 をもとに作成。

に、夫を手にかけた事件が高い割合を占めたということが浮かび上がってくる。そのデータからは自らの欲望を満たすためには夫を手にかけることも厭わない女性が少なくなかったという印象を受ける。

ところで、妻が姦通し、愛人と共謀して夫を殺害するといえば、小説『水滸伝』と『金瓶梅』の有名な登場人物である潘金蓮が思い浮かぶ。潘金蓮は貧しく風采のぱっとしない夫を殺し、裕福な愛人の妾になった。自らの欲望を満たすためには、夫を殺害することも辞さない女性である。女性にとって離婚したり結婚相手を選んだりすることが難しかった当時の社会状況を考慮しても、非情な女性という印象は免れない。では、上記の統計は、夫を殺害した女性の多くが潘金蓮のような女性だったことを示すのだろうか。

気を付けなければならないのは、リーは裁判の結論に基づいて統計を取ったという点である。それは当然のことながら法律によって区分された判決と不可分である。先行研究でもすでに触れられているように、配偶者殺人に関する法律は、妻妾と夫では大きく異なるものであった[14]。ここで、配偶者殺人に関する法律規定の大枠を整理しておくこととする。妻妾が姦通を原因として、共謀して夫を殺害した場合は凌遅処死、姦通相手の男性は斬（監候）となる。ただし、夫が姦通を許容していたのであれば、妻の処罰は軽減される。姦通相手の男性が夫を殺害した場合、妻妾はそのことを知らなくても、絞（監候）となる。一方、夫が自分の姦通を原因として、妻妾を殺害した場合や、姦通相手の女性が妻を殺害した場合については、特別な法律の規定は設けられていない。こ

のように、配偶者殺人の法律規定が妻妾と夫で大きく異なる以上、配偶者殺人の本質を見るためには、単に裁判の結論を見るのではなく、事件の内実に迫ることが必要になってくる。

（二）裁く側から見た殺人と姦通の関係

さて、（一）で見たように、女性が夫を殺害した案件の多くは姦通相手との関係を理由としていた。このことは裁く側からも強く意識され、姦通などの性的な問題こそが殺人につながりやすいと考えられていた。

それを裏付けるのは、夫殺しの冤罪事件である。夫が失踪したり突然死亡したりすると、妻が姦通して姦通相手と共に夫を殺害したのではないかと疑われ、それによって冤罪事件が起きた。その背後には、姦通が殺人の強い動機となるとの地方官の考え方があった。

はじめに、嘉慶一二年（一八〇七）に高廷瑤が関わった夫殺しの冤罪事件を紹介する[15]。この事案は、「婿入りした息子が帰らない。殺されてしまったのではないか」という父の訴えから始まった。県による捜査・尋問の結果、嫁とその家族、雇い人、姦夫（姦通相手）が一緒になって婿を殺害したとされた。容疑者達の自白が一致しているため、事件は既に解決したかと思われたが、按察使は死体がないことを疑問に思い、再捜査を行わせる。自白によれば、死体の肉は煮てしまい、骨は焼いてしまったのだという。しかし、事件が起きたとされる正月一三日は夜に観燈が行われ、夫妻、妻の母、弟は外出しており、遅くになって帰宅した。殺害して死体をすっかり煮るような時間はなかったはずであるうえ、彼らの住まいの前後には家が密集しているので、そのようなことをすれば、隣人が臭いや煙に気づかなかったはずはない。念入りな再捜査の結果、容疑者達が拷問に耐え切れずに嘘の自白をしたことがわかった。結局婿は生きており、翌年帰ってきたのである。

夫の父親は息子が帰らないので殺されてしまったのではないかと訴え出たのであり、妻が姦通して夫を殺したという筋書きを考え出したのは知県である。夫の死体もないのに、姦通が原因の殺人であると決めつけて拷問してしまったのは、それほどまでに姦通が夫殺しにつながるとの考えが染み付いていたからであろう。間違った裁きを下せば、官僚も処罰されるにもかかわらず、妻と愛人が夫を殺したとする冤罪事件は後を絶たなかった[16]。

「姦通は殺人につながり、賭博は窃盗につながる」と

の諺が示すように、姦通は殺人の原因となると認識されていた。李漁は姦通沙汰こそ人命事件の生ずるところであり、姦通沙汰を重く扱うのは人命を重く扱っていることになると主張している。[17] 乾隆年間の著名な幕友である萬維翰は「戸締りに異常がなく、男性が突然殺された場合、そのほとんどは姦通関係で起きたのである」[18]と記している。これを読んだ地方官や幕友は、しっかり戸締りをしていたのに男性が突然殺された事件に遭遇した場合、裏に姦通沙汰を疑いたくなるであろう。このように、姦通沙汰は殺人の重要な動機になると考えられ、夫が理由なく殺害された場合には妻による姦通ゆえの殺人ではないかと疑われることが多かった。

二　姦通後の夫殺害事件

（一）妻と姦夫の共謀による夫殺害事件

妻が姦通を原因として姦夫（姦通相手）と共謀し、夫を殺した場合は、妻は凌遅処死に、姦夫は斬監候に処された。ただし、夫が姦通を許していた場合には、妻は斬立決となった。以下では、このような罪に問われた案件を取り上げ、加害者となった女性の実態について検討する。特に、殺意を抱くに至った経緯やその心理描写、殺害の情景を書いた部分を中心に見ていく。

妻と姦夫が共謀して夫を殺した案件と聞いて、思い浮かぶのは以下のような案件である。

> 礼勇は土地を借りて農業を営んでおり、乾隆四年（一七三九）九月に妻の石氏と共に、応喬占の土地を借りて耕すようになり、呉起雲と同じ建物に住むようになった。起雲は石氏が若くて美人なのを見て、九月二三日に石氏にちょっかいを出して姦通した。その後、二人は情が密になり、起雲は「石氏に」一緒に逃げようと約束した。石氏は遂に夫への殺意が芽生えた。一二月二四日、礼勇は市に出かけて酒を手に帰ってきた。この晩石氏は酒を温めて礼勇と飲んだ。礼勇は酔って横になったので、石氏も門にかんぬきをかけて就寝したが、寝返りを打って寝付けなかった。彼女は起雲の一緒に逃げようという言葉を思い出し、また起きて灯をつけ門を開け、起雲を呼び入れて、礼勇を殺すことについて相談した。起雲も承知した。石氏は纏足の絹紐を取り、起雲を連れて寝台の前に行った。起雲が寝台に上って礼勇の体を押さえつけて、頭を起こすと、石氏は絹紐を首

筋にかけてしめた。礼勇は驚いて目を覚まし、石氏の右手の指に噛み付いたので、石氏は手を緩めた。起雲は紐を受け取って、両手できつく締め付けたので、礼勇はすぐに死んだ[19]。

この案件の描写から見る限り、姦通してからも夫はそれに気づいていない。また、夫が買ってきた酒を夫婦で飲むなど、夫婦仲も悪くなさそうである。しかし、妻は姦夫との生活を願うゆえに邪魔になった夫を殺害した。殺人を思いついたのは妻であるが、姦夫も承諾している。殺害の際には、両者は協力しており、共に手を下している。姦通を原因として共謀して夫を殺害した罪で、石氏は凌遅処死、呉起雲は斬監候に擬されている。

ところが、同じように姦通を原因として姦夫と共に夫を殺害したとされ、妻が凌遅処死、姦夫が斬監候になっている案件を見ていくと、その「共謀」の程度や殺害の実行への加担度合い、殺害理由は実に様々である。

まず取り上げるのは、乾隆三年（一七三八）に起きた姦通を原因とした夫殺しである。姦夫と姦婦は結婚前から姦通していた。姦婦の結婚を契機に関係を持つことはなくなったが、夫が妻を実家へ置いて他所へ行ってしまったため、再び姦通し、今度は子どもまでもうけたのである。

畢氏はまだ嫁にでないうちから海香得と姦通していた。雍正一二年（一七三四）に畢氏は嫁いで陳世明の妻となり、夫家に入って数月が過ぎた。しかし、陳世明は畢氏を実家に置き去りにして他所に行ってしまい、四年が経った。畢氏と海香得は姦通して一子を生んだ。畢氏の父は［姦通を］知って畢氏を逐い出した。畢氏はなお海香得と同棲していた。乾隆三年（一七三八）三月初八日に陳世明が村に帰り、畢氏に姦生の子がいるのを見て、しばしば畢氏を殴打した。畢氏は打たれるのに我慢できずに夫を殺そうと思いつき、これを［海香得に］相談したが、海香得は応じなかった。三月二七日に畢氏は海香得と遇い、明日山中の竹林に行って麻を植えるから一緒に来てほしいと言った。海香得はこれに従った。次の日畢氏と陳世明が先に行き、海香得は後から行った。畢氏は夫が竹林で柴を探しているのに乗じて、海香得に手を下させた。陳世明が振り向くと、海香得は姦生の子を返すように求めた。陳世明がまず海

香得の腿を蹴った。海香得が拾った鋤で陳世明の左のこめかみを殴ると、陳世明は死亡した。畢氏もまた鋤の柄を取って陳世明の左右のあばらの後を殴った。海香得は穴を掘って死体を埋め、畢氏と共に逃亡した[20]。

本案件では妻と愛人は結婚前から姦通していた。畢氏は陳世明と結婚するが、陳世明は妻を実家に預けたまま、他所の土地へ行って四年も帰らなかった。その間に畢氏と海香得はよりを戻し、子をもうけた。

夫婦とはいえ、夫との結婚は実質がなく、その間に姦通相手との縁が復活してしまったのである。夫殺害に当たって、主導権を握っているのは海香得ではなく畢氏である。畢氏の殺害加担度が高いことははっきりと示されている。だが、夫が妻を「「妻の」実家へ置き去りにして四年も他所へ行った」というように、夫が妻を養う責任を果たしていなかったことも読み取ることができる。また、畢氏が殺害を思い立った様子についても、「打たれるのに我慢できず」とされており、「姦夫と末永く暮したいと思って」とも、「淫心」や「恋姦」などとも表現されていない。妻と姦夫が相談のうえで納得し、殺害実行に当たっても協力している案件とはいっても、石氏の事例と畢氏の事例には違いがある。なお、妻が凌遅処死なのは変わらないが、姦夫は夫を殺した後に畢氏を連れて逃げたことから斬立決となっている。

同じように姦夫と妻の共謀のうえでの夫殺害とされていても、姦夫が主体となり、妻は極めて補助的な役割しか果たしていない案件もあった。

司大が李国臣の妻朱氏が一人でいるところを見てからかい、姦通してからすでに久しかった。後に李国臣の母沈氏が見破り、その事実を李国臣に告げた。そこで李国臣と朱氏はしばしば喧嘩をするようになった。司大はそれを聞き知って恨みを抱き、「李国臣を打ち殺したい」という言葉を朱氏に二度話した。朱氏は笑って答えなかった。乾隆元年（一七三六）正月一五日夜、司大は李国臣が看燈から家に帰るところを見た。司大は頓に殺意を起こし、遂によく研いだ鉄錠を持って、李国臣の家の前に行き、夫婦が熟睡するのを待った。そして司大は入り口をこじ開けて部屋に入り、李国臣の体の上に馬乗りになると、鉄錠を用いて李国臣の頭（ひよめき）を連打

した。李国臣が叫んだので、朱氏は驚いて目を覚まし、喚こうとした。司大は嚇して声を発するのを禁じ、朱氏に［李国臣の］手を押さえさせた。司大はまた李国臣の頭頂部の右側や右眉等を連打して殺害した。[21]

殺害計画について話した際、朱氏は笑って何も答えなかった。殺害の場面でも、朱氏は何も知らずに寝ていた。目を覚まして声をたてようとしたところを司大に脅されてはじめて、夫の手を押さえるのを手伝ったのである。ところが、この案件は姦夫と妻の共謀による夫殺害案件として扱われている。先ほどの二案件では姦夫と妻は共に殺害に強く関与していた。しかし、こちらの案件では共謀したかということもはっきりしないうえ、殺害については、妻は何も知らずに眠っていたところを起こされ、脅されて少し手伝っただけである。しかし、同じように姦によって共謀して夫を殺した案件としてまとめられている。共謀したとは言っても、殺害を考えついたのは姦夫なので、妻の凌遅処死は変わらないが、姦夫は斬立決に擬されている。

次の貴州で起きた夫殺害事件は、妻の実父と姦夫が共謀して殺害を計画し、妻はそれに無理に従わされただけで、今まで取り上げた事例と比べて、共謀の度合いが非常に低い。また、姦通についても妻の実父によって認められたうえで行われている。

唐君用と厳氏は結婚して三年が経っていた。唐君用は大酒飲みだったので、岳父の厳梅春は日頃から［唐君用を］嫌っていた。乾隆二年（一七三七）九月に黄佐が厳梅春の家に宿を借りた。厳梅春は黄佐が綿花売りの仕事をしてたくわえがあるのを知り、慇懃にもてなして宿を貸した。一〇月一三日に、黄佐がまた通りかかると、厳梅春は［黄佐を］家に泊め、黄佐と厳氏の姦通を許した。黄佐は厳梅春に義父となることを求めた。厳氏の母である李氏がそのことを見破り、厳梅春に黄佐をもう来させないように言ったが、厳梅春は聴かなかった。乾隆三年（一七三八）正月二八日に黄佐が配偶者を亡くしたことに言及すると、厳梅春は唐君用を殺し、娘を黄佐と再婚させたいと思い立った。密かに黄佐と厳氏を呼び、［唐君用を］殺害しようと相談した。厳氏は従わなかったが、厳梅春が脅すとやっと承知した。黄

佐は唐君用がいびきをかいているのを聞いてひそかに部屋に入った。腰に巻く布を厳氏に渡して、唐君用の首に掛けさせた。厳氏が手足を抑え、黄佐が力を込めて首を締めると［唐君用は］落命した。そこで黄佐はすぐさま厳氏と結婚したが、厳梅春は病気にかかって死んでしまった。(22)

厳氏ははじめから夫殺しに乗り気だったわけではなく、父に脅されてはじめて従った。先述の朱氏の案件では、朱氏は殺害計画を聞き、笑って何も答えなかったというが、厳氏は殺害にはっきりと反対している。姦通に関しても父が姦夫を泊めてもてなしたのであり、自ら積極的に選び取って行動したわけではない。しかし、朱氏と厳氏はともに姦によって愛人と共謀して夫を殺害した（ただし、殺害を思いついたのは姦夫）として分類された。

以上のように、「姦通を原因として愛人と共謀して夫を殺した」として裁かれた女性達は殺害の計画、殺害実行の加担度、ひいては姦通に対する態度まで様々であった。殺害を思い立って姦夫の承諾を取り付けた女性もいれば、脅されてはじめて殺害に同意した女性もいた。また、殺害に際しても、夫を凶器で殴りつけた女性もいれば、夫の手を押さえるのに協力しただけの女性もいる。しかし、いかなる理由にせよ姦通したという経緯がある以上、判決が厳しくなることは避けられず、姦夫や父親に脅されて殺害計画に加わっていても共謀扱いにされてしまったのである。

（二）夫が姦通を容認している場合における妻妾と姦夫の共謀殺人

今まで見てきたのは、夫が妻の姦通を許容していない場合であったが、次に紹介するのは夫が妻妾に姦通をさせた事例である。処罰は両案件とも、妻妾が斬立決、姦夫が斬監候であった。乾隆元年に湖北で発生した夫殺しは、夫が妾に売春をさせたことから始まった。

張氏はかつて土娼だったが、郭以忠が雍正二年（一七二四）に買って妾とした。後に家が貧窮したため張氏を連れて茨河地方に行き、船で売春させた。その土地の住民が気付いて追い払ったため、［彼らは移動して］李維珠の家の近くに住んだ。雍正一二年（一七三四）五月に、維珠は畑で麦を刈っていた。張氏がやってきて落穂を拾い、互いに冗談を言い

あった。八月に維珠は張氏の家に行ってタバコを吸い、張氏に布を買う金を貸した。以忠は［それを］窺い知り、同月維珠に借金を求めたが、維珠は貸さなかった。そこで彼は遂に酒食を用意し、維珠を家へ招いて張氏と姦宿させた。すると維珠は二〇〇〇文を与えた。それ以来やってきては経済援助をした。後に維珠の母が気付き、家計を厳しく取り締まったので、維珠は［張氏に］金を贈れなくなった。そのため以忠は遂に［維珠を］拒絶しようと思い始めた。乾隆元年（一七三六）三月三日、以忠が外から帰ってくると、維珠が部屋にいた。そこで以忠は前門の掛け金を掛けて間男を捕まえてやると言った。維珠は後壁から逃れた。その後以忠は張氏の往来を許しているのを怒り、張氏を打ったり罵ったりして、「嫁売してやる」と言った。張氏は怒り恨んで、にわかに殺意を覚えた。三月六日に維珠がまた張氏のところにきたので、以忠を殺す相談をした。維珠はそれに従った[23]。

張氏はもと土娼であったが、郭以忠が身請けして妾にした。しかし、郭以忠は金に困るようになると、張氏に売春させた。近所の維珠が金を貸してくれると、維珠にも姦通を許した。ところが、維珠の母が気付いて財布の紐を締めたため、維珠は金を持ってこられなくなった。すると、郭以忠はやってきた維珠を捕らえようとした[24]。また、維珠の訪問を許していることを怒り、彼女を殴ったり罵ったりしたうえ、彼女を嫁売（金銭目的で妻を他人に嫁がせること[25]）してやるといった。張氏は怒り恨んで、にわかに殺意を起こした。

姦夫との関係を続けられなくなったことが殺意を覚えた理由なのか、夫が「嫁売してやる」と言ったことが理由なのかははっきりしない。しかし、売春をさせて金を稼いできた夫が、姦夫が金を持ってこなくなったからと言って彼女を売ろうとしたことが姦夫と共に生きていくことを彼女に決意させたと考えられる。

夫は金のために妻や妾に売春をさせるが、相手の金が切れると「金の切れ目が縁の切れ目」とばかりに、妻と相手の関係を絶たせようとする。ところが、その時には妻妾と姦通相手にはすでに情が芽生えており、夫殺しをもくろむようになるというのは、妻妾が夫を殺害する典型的パターンであった。

続いて、乾隆三年（一七三八）に陝西で発生した事件

について検討する。

孔宏韜と顔拐子はともに華州の籍で、同じ村に居住していた。顔拐子の家は貧しいことこのうえなかった。雍正七年（一七二九）に［顔拐子は］妻の姚氏と宏韜が姦宿するのをゆるし、宏韜の金で生活していこうとした。しかし、一族の顔廷秀等が官に訴えて懲らしめ、宏韜の往来を許さなかった。拐子は家族を連れ、生計を求めて商州へ行ったが、暮らしに困り、また村に戻り、なお宏韜の往来を許した。それでも一族が許さなかったので、顔拐子は雍正一三年（一七三五）に孔宏韜、姚氏と共に引っ越し、涇陽県の西字村に移り住んだ。顔拐子は孔大と改名し、宏韜は孔二と改名して、二人は兄弟と呼び合い、露見しないようにした。乾隆三年（一七三八）になり、顔拐子は王漢鳳の家の長工（常雇いの作男）となり、年銀四両をもらった。姚氏は揚統宗の家の乳母となり、年銀八両もらうことになった。ただ孔宏韜だけは短工（臨時雇いの作男）で、日に得られる金は幾ばくもなかった。拐子は遂に宏韜を追い払おうという気になり、いつも喧嘩をして、宏韜を家に帰らせようとした。宏韜は共に逃げようと姚氏に相談したが、［姚氏は］承諾しなかった。［宏韜は］にわかに殺意を抱き、［拐子を］酒に酔わせて殺害しようと姚氏に相談した。乾隆三年（一七三八）八月二三日、宏韜は白酒と濁酒を買い、夜になって拐子が帰宅すると三人で飲んだ。宏韜はなおこの家に留まりたいといったが、顔拐子は固く拒否した。宏韜はそれで殺害を決意し、姚氏に気持ちをはっきり伝えた。白酒をしきりに勧めるふりをすると、拐子は泥酔して意識を失い、地面に引っくり返って、大声で叫んでも応えなくなった。宏韜はその機に乗じて、拐子の両手を引っ張り、それを姚氏にしっかり持たせた。自分は右膝で背中を押さえつけ、縄を喉にまきつけて、また柴木を用いてきつく締め付けると拐子はすぐ命を落とした[26]。

先ほどの案件では、殺害を思いついたのは妾であったが、こちらでは姦夫である。姦夫は妻と姦通し、夫は姦夫の金に頼るというように、両者は持ちつ持たれつの関係にあって、夫は一族に追い出されてもなお姦夫に頼って生活することを選んだほどであった。しかも、その関

係は一〇年近くに渡って継続したのであった。関係が破綻したのは、夫婦が経済的安定を得た時であった。姦夫との関係は安定しているようであっても、夫にとっては結局、経済的な利益を得るためにすぎなかったのである。しかし、妻にとっては夫ばかりではなく、長年関係を持っている姦夫との間にもある種の情が生まれるのは自然なことである。姦夫と共に逃げることを断っていたところから見て、夫を嫌悪していたようには思えないが、姦夫が殺害を実行する際には夫の手を押さえつけて協力している。

夫が姦通を容認していたことで、妻妾の処罰は凌遅処死ではなく斬立決となったが、まとめかたとしてはやはり妻妾が姦通して、姦夫と共謀して夫を殺害した案件である。しかし、上記の二案件について言えば、その実態は姦通の容認というよりはむしろ夫が積極的に売春的な姦通をさせていたのであった。

本節では姦通した妻妾が姦通相手と共謀のうえ、夫を殺害したとして裁かれたケースを分析してきた。（一）では夫が姦通を容認していなかった場合、（二）では夫が姦通を容認していた場合を見た。その中には、夫が長期間に渡って妻を妻の実家へ置き去りにしたケース、父に脅されて夫の殺害に手を貸したケースなどもあり、また姦通についても実質的には夫に命じられてしていたケースもあったが、それらは全て妻妾が姦通し、姦夫と共謀して夫を殺害した案件として結論づけられていた。

三　姦夫による夫殺害事件

姦夫が姦婦に相談せず、勝手に夫を殺した事例について検討する。姦夫が夫を殺害した場合、妻は姦夫が夫を殺害しようとしていたのを知らず、全く殺害計画にも実行にも加わっていなくても、夫殺しの根本的原因を作ったとして絞首刑に処された。姦通したという事実があると、たとえ妻が望んで姦通したわけでなくてもその裁きは厳しいものになったが、裁判概要書に記録された女性の姿からは、妻の置かれた状況が見て取れる。

侯錫凡は黄箕山の妻の弟である。侯錫凡の妻は幼いときに夫の家に引き取られた。翁姑（侯錫凡の父母）が早くに亡くなったので、［侯錫凡は］黄箕山夫婦を迎えて同居し、耕作していた。陳氏の年はやっと数え一五であったので、未だ正式には結婚していなかった。黄箕山は［陳氏を］からかい、姦通

した。雍正一二年（一七三四）になって侯錫凡と陳氏は正式に結婚した。黄箕山は機会を見つけては姦通を求めた。陳氏はそれを望まなかったが、勢い拒絶しがたかった。それで［黄箕山に］帰ってもらうよう、夫に頼んだ。黄箕山は自分の妻が日頃から精神病を患い、正気を失っているので、侯錫凡を打ち殺して陳氏を妻にしようと企んだ。乾隆二年（一七三七）正月一〇日に、侯錫凡夫婦は外出して年始の挨拶回りをし、酔って帰宅した。陳氏はそれから［外で］葛菜を掘り出していた。黄箕山は棍棒を持って部屋に入り、侯錫凡が酔って座ったまま居眠りをしているのを見て、続けざまに侯錫凡の左脇腹の後、頭頂部、額の左側を殴ると、［侯錫凡は］ただちに命を落とした。陳氏は声を聞いて走ってきて、夫が殺されているのを見て、すぐ泣きながら走り出て喚いたが、黄箕山は鎗を持って追いかけて、引き止めると一緒に殺すぞと脅し、陳氏を屋内に閉じ込めた。［黄箕山は］この夜自分の息子の黄閨、黄朋とともに死体を縛り、川辺まで担いでいって棄てた。次の日、隣人の舒盛兆等が［侯錫凡の家に］赴き、問いただすと、陳氏は声を上げて泣き、事実を告げた。[27]

黄箕山は斬立決、陳氏は絞監候に擬された。陳氏は夫殺害の計画にも、実行にも加わっていないが、姦通したことで夫の死の根本原因を作ったとして絞首刑相当とされたのである。しかし、初めて姦通したときには、数え一五歳で正式な結婚をするには幼かったうえ、黄箕山は夫の義兄である。夫が幼い時に両親を亡くして、義兄夫婦と同居していたことから、黄箕山は夫の保護者的な役割も果たしていたと考えられる。陳氏よりもこの家では力を持っており、不当な要求であっても拒絶するのは難しかったであろう。また、陳氏は正式な結婚をした後は、「姦通したくなかったが、勢いとして拒絶しがたかった」と表現され、陳氏が姦通を望んでいなかったことが示されている。夫殺害には陳氏は一切加担しておらず、夫が死んでいるのを目にして悲しみを示し、通報にも積極的であった。それでも、姦通をしたことによって夫の死の原因を作ったとされ、絞監候に擬された。事件概要の描写では、陳氏が姦通を拒絶しにくい状況にあったことが明らかにされているが、裁判の決着の部分ではやはり姦通して夫の死亡の原因を作った女性に分類されたの

である。

以下で示す事例は同じく姦夫が自分で夫を殺し、姦婦は知らなかったとして、姦夫は斬立決、妻は絞監候に擬されている。しかし、上記の案件とは異なり、姦夫が殺害を思い立つ部分で姦婦の共謀が疑われるような発言が記録されている。

雍正一三年（一七三五）一一月に陳愷は妻の范氏と共に、永禄から家を借りた。相談して部屋賃代わりに妻がその雇い人として働くことにした。陳愷は他で働いた。乾隆元年（一七三六）七月に范氏と永禄は同じ畑で仕事をしていて、ふざけあい姦通した。范氏はいつも夫が貧しく病身で衣食の工面もできないことを嘆いていた。どういうわけか永禄は［范氏を］独占しようという心を起こし、「俺がおまえの夫を殺しておまえたち母子を養ってやるから待っていろ」と答えた。范氏は永禄がよく冗談を言うので、とっさに「あのひとを打ち殺してあなたに私達一家を養ってほしいものね」と答えてしまった。ついで永禄が「陳愷には親族がいるのか」と尋ねると、范氏は「おじや兄弟はいない」と答えた。永禄はそれで［殺害を］企み、計画を立てた。一〇月一四日、陳愷は外で得た工賃六〇〇文を持って家に帰り、北爐橋に赴いて妻のために衣服を買ってやろうとした。永禄は機に乗じて次の日［北爐橋へ］一緒に行くことを約束した。この夜、陳愷は妻に命じて二更に飯を炊かせた。永禄を誘って一緒に食べ、銭と酒を持った。永禄はひそかに小刀を携え、共に出発した。二〇里余行ったところの谷川で、地面に座って休息を取ることにした。酒を取って飲み終わった。永禄は故意に陳愷は妻を養うこともできないという言葉で侮辱した。陳愷はそれを聞いて怒り罵った。永禄は石の塊を拾って、陳愷の頭やこめかみを撃ち、傷つけた。陳愷はなお罵った。永禄がまた石で続けざまに陳愷の後頭部や頭頂部の左右を殴ると、陳愷は死んだ。范氏が問いただすと、永禄は陳愷を打ち殺したことを告げた。范氏は声をあげて哭いたが、永禄に威されて止めた。范氏は夫の屍が向きだしでさらされているのを思い、夫が外出したきりまだ帰らない、聞くところでは谷川に死体があるそうだと嘘をついて、親類の徐子建に言って地保と共に行って［死体を］引き取ってもらい、埋めた(28)。

本案件では、永禄が陳愷殺害を決めるのに、范氏との会話が決定的役割を果たしたことが明らかである。まず、范氏が夫について嘆いていたことが永禄を起意させるきっかけとなった。そして、「俺がお前の夫を殺してお前たち母子を養ってやるから待っていろ」と永禄に言われたとき、范氏は「彼を打ち殺してあなたに私達一家を養ってほしいものね」と答えている。共謀して夫を殺害したと分類された案件には殺害の計画を聞いたときに「笑みを含んで答えなかった」ものさえあるのに、范氏は明確に殺害と殺害後の姦夫との同居を肯定するような言葉を使いながら、共謀扱いになっていない。ただし、殺害時の行動を見れば、共謀扱いとなった朱氏は脅されたとはいえ、夫の手を押さえさせられ、殺害の手助けをさせられている。また、殺害後については朱氏については詳しくわからないが、范氏は夫の死体が野ざらしになることを心配して、積極的に夫を葬るために行動した。これらは、夫殺害に共謀しなかったと判定された要因であると考えられる。

夫の義兄と姦通し、この男性の身勝手な理由から夫を殺された陳氏と、畑仕事を通じて家主と姦通するようになり、夫を殺害して姦夫と共に生活することを望むような発言をした范氏の実態には大きな違いがある。しかし、まとめ方としては姦夫が夫を殺害し、妻は事情を知らなかった案件としてくくられる。このことからも、統計的に事件データを取るだけでは見逃してしまう実態があることが窺える。

おわりに

本稿では清代の配偶者殺人の記録に見られる女性像を丹念に追うことで、配偶者殺人について、統計的手法の研究とは異なった女性像や実態を見出した。第一節では、統計的手法で刑科題本を取り扱えば、女性による殺人の多くが夫に対するものであり、その理由は性的なものだったと結論づけられることを示した。また、姦通が殺人の動機になるということは諺にもなっており、裁く側にも強く意識されていたこと、それが夫殺し冤罪事件につながったことを明らかにした。

第二節以降では、具体的案件の中の女性加害者像を取り上げることで、清代の夫を殺した女性には「潘金蓮のような自己の欲望のためには殺害も辞さない女性が実際に多かったのか」という問いに対する一つの解答を得ることができた。

女性たちが加害者となった原因や彼女たちを取り巻く状況は一様ではなかった。彼女たちは性欲も物欲も備えた人間ではあったが、それだけで殺人を起こしたわけではない。姦通相手との情の深まりではなく、夫が扶養責任を果たさないことや、妻を売ろうとしたことなどが殺人の引き金になっている案件も見られた。女性の配偶者殺人が共謀者の存在を疑われる原因は、女性が欲深いという認識を示すものというよりも、むしろ女性が一人きりで暮らすことの困難さに根差している可能性もある。同じ刑に処せられた女性加害者たちであっても、姦通や殺害計画、殺害実行への加担度の実態には大きな差異があった。

また、姦夫が単独で夫を殺害した事例では妻は殺害には一切関わっていなくても、姦通によって夫の死亡の端緒を作ったとして処罰されること、その中には第二節で扱った案件同様、様々な事情があった。

以上のことから、統計的研究から得られる画一的な女性の犯罪像は再検討の必要があるといえるだろう。判決だけに目を留めるのではなく、裁判の過程で出てきた情報を細かく吟味して行くことで、殺害に加担した女性たちが他の方法で不本意な婚姻生活から抜け出せなかったことや、親などの周囲の人物によって脅迫されたことなど、結婚生活の実態や女性の立場の弱さも浮かび上がってきた。

註

（1）本稿と深く関わる先行研究として、第一に、配偶者殺人についての法律の男女差とその理由についての研究がある。日本語の研究文献に、陳青鳳「清代の刑法における婦女差別――特に傷害殺人、姦淫罪における」『九州大学東洋史論集』一八号、一九九〇年、佐々木愛「不倫した妻は殺せるのか？――明清律・殺死姦夫律とその運用」『上智史学』五三号、二〇〇八年、喜多三佳「殺死姦夫の理――清律「殺死姦夫条」の淵源とその発展」『法史学研究会会報』一五号、二〇一〇年、などがある。英語文献には Marinus J. Meijer, *Murder and Adultery in Late Imperial China: A Study of Law and Morality*, Leiden, New York, København, Köln: E.J.Brill, 1991 がある。中国語文献には趙鳳喈『中国婦女法律上之地位 附補篇』台北県板橋市：稲郷出版社、一九九三年（初版：食貨出版社、一九七三年）がある。第二に、刑科題本を用いて家族関係などを数量の面で分析した研究がある。英語文献に James Lee（李中清）"Capital Punishment and Violent Crime in Late Imperial China: A Preliminary Statistical Analysis"『近代中国史研究通訊』一〇期、一九九〇年がある。中国語文献に、郭松義『倫理与生活

――清代的婚姻関係』北京：商務印書館、二〇〇〇年、王躍生『十八世紀中国婚姻家庭研究――建立在一七八一～一七九一年個案基礎上的分析』北京：法律出版社、二〇〇〇年、王躍生「一八世紀中国家庭結合分析――立足于一七八二～一七九一年的考察」李中清、郭松義、定宜庄編『婚姻家庭与人口行為』北京：北京大学出版社、二〇〇〇年、および、王躍生『清代中期婚姻冲突透析』北京：社会科学文献出版社、二〇〇三年、林懐慈「情欲与社会秩序――従刑科題本看清代婦女的抉択」台北：東呉大学修士論文、二〇〇四年などがある。そのほか、『刑科題本』以外の檔案を用いたものとして、頼恵敏・徐思冷「情欲与刑罰――清前期犯姦案件的歴史解読（一六四四－一七九五）」『近代中国婦女史研究』六期、一九九八年がある。

（2）頼恵敏「檔案介紹――清代〈内閣題本刑科婚姻命案類〉」『近代中国婦女史研究』七期、一九九九年では、「内閣題本刑科婚姻命案類」とする。また、王躍生の紹介するように、「刑科題本婚姻姦情類」と呼ばれることもある（王前掲論文、および、王前掲『清代中期婚姻冲突透析』）。本稿では「刑科題本婚姻家庭類」に統一した。

（3）阿風『明清時代婦女的地位与権利――以明清契約文書、訴訟檔案為中心』北京：社会科学文献出版社、二〇〇九年、邵雅玲「清代地方訴訟規範与女性――以淡新檔案為例」『国史館学術集刊』二期、二〇〇二年など。

（4）滋賀秀三の述べるように、前近代中国の裁判において民事と刑事は分化していなかった。ここでいう民事裁判は、軽微な刑罰で済む戸婚田土の裁判を指している。前近代中国の裁判における民事と刑事については、滋賀秀三『清代中国の法と裁判』創文社、一九八四年、五―八頁を参照。

（5）頼前掲「檔案介紹――清代〈内閣題本刑科婚姻命案類〉」一六三頁。

（6）Lee 前掲論文。

（7）王前掲『清代中期婚姻冲突透析』。

（8）Dorothy Ko, *Teachers of the Inner Chambers: Women and Culture in Seventeenth-Century China*, Stanford, California: Stanford University Press, 1994.

（9）岸本美緒「明代の社会集団と「賤」の観念」井上徹・塚田孝編『東アジア近世都市における社会的結合』清文堂出版、二〇〇五年、同「清代における「賤」の観念」『東京大学東洋文化研究所紀要』一四四冊、二〇〇三年、および、同「雍正帝の身分政策――雍正五年の諸改革を中心に」中国史学会編『中国の歴史世界――統合のシステムと多元的発展』東京都立大学出版会、二〇〇二年。

（10）Matthew H. Sommer, *Sex, Law and Society in Late Imperial China*, Stanford, California: Stanford University Press, 2000, Janet M. Theiss, *Disgraceful Matters: The Politics of Chastity in Eighteenth-Century China*, Berkley: University of California Press, 2004. 岸本前掲「雍正帝の身分政策――雍正五年の諸改革を中心に」。

（11）台湾の中央研究院近代史研究所図書館が中国第一歴史檔案館から購入したマイクロフィルムを使用した。

（12）Lee 前掲論文、八五頁。

（13）王躍生が集めた乾隆後期から嘉慶期の事例でも、夫婦間命案の九三パーセントは夫による妻の殺害事件であった。（王前掲『清代中期婚姻冲突透析』二〇〇三年、六八―六九頁、表三―一「夫婦冲突命案発生原因統計匯総」）

（14）Meijer, Marinus J.. *Murder and Adultery in Late Imperial China: A Study of Law and Morality*, Leiden, New York, København, Köln: E.J.Brill, 1991.

（15）高廷瑤撰『宦游紀畧』巻上。当時、高廷瑤は安徽省廬州府通判であった。

（16）五味知子「近代中国の夫殺し冤罪事件とメディア―楊乃武と小白菜」山本英史編『近代中国の地域像』山川出版社、二〇一一年。

（17）李漁『資治新書』巻首、論姦情、凡五則。（五味知子「「誣姦」の意味するもの―明清時代の判牘・官箴書の記述から」『東洋史研究』七〇巻四号、二〇一二年、七頁）。

（18）『幕学挙要』巻一、論犯姦及因姦致命案「門戸無恙男人忽然被人殺死、大都因姦而起」。

（19）『刑科題本婚姻家庭類』一四八―一一、乾隆六年六月二八日、湖北巡撫范璨題報徳安府応山県民閔礼勇之妻因与呉起雲通姦同謀勒死親夫擬凌遅事「縁礼勇佃種営生、乾隆肆年玖月内偕妻石氏、佃種応喬占田地、与呉起雲同院居住。起雲窺氏少艾、即於玖月貳拾参日調戯石氏成姦。迨後彼此情密、起雲商約同逃。石氏遂萌殺夫之念。至拾貳月貳拾肆日、礼勇趕集、携酒回家。是晩石氏熱酒、与礼勇対飲。礼勇飲酔而臥、石氏扃門就寝、反覆難寐。思及起雲誘逃之語、復起点燈開門、喚進起雲、商謀将礼勇致死。起雲允従。石氏即取繫足絲帯拉起雲同至牀前。起雲上牀騎圧礼勇身上、将頭扶起、石氏随以絲帯套勒頸項、礼勇驚醒、齕傷石氏右手指、石氏鬆手。起雲接過帯、双手緊勒、礼勇登時殞命」。

（20）『刑科題本婚姻家庭類』九六―九、乾隆四年九月六日、刑部尚書事務来保等題為雲南大姚県民婦畢氏与海香得通姦謀死親夫陳世明議准凌遅処死事「縁畢氏未経出嫁即与海香得通姦。迨雍正十二年畢氏嫁与陳世明爲妻過門数月。陳世明即将畢氏抛棄岳家出外四載。畢氏与海香得姦生一子。畢氏之父始知、将畢氏逐出。畢氏仍与海香得共処。乾隆参年参月初八日、陳世明回村、見畢氏姦生有子、将畢氏時加殴打。畢氏因被打不甘、起意致死其夫、商之海香得未応。至参月二十七日畢氏遇海香得、又以次日赴箐種蔴、嘱令同往。海香得聴従。次日畢氏陳世明先行、海香得続至。畢氏乗伊夫往箐找柴、令海香得下手。陳世明転回、海香得向索姦生之子。陳世明先踢海香得之腿。海香得拾取鋤柄殴、中陳世明左太陽殞命。畢氏亦拾鋤柄、殴陳世明左右後肋。海香得刨坑埋屍、同畢氏潜逃」。

（21）『刑科題本婚姻家庭類』三八―四、乾隆二年五月一一日、大学士兼刑部尚書事務徐本等題為江蘇如皋県民婦朱氏与司大通姦殺死本夫李国臣議准凌遅処死事「司大見李国臣之妻朱氏獨処調戯成姦已非一日。後被李国臣之母沈氏識破、告知李国臣。李国臣与朱氏時相吵閙。司大聞知懐恨、将欲行打死李国臣之語両次告知朱氏。朱氏含笑不答。乾隆元年正月十五日夜司大見李国臣看燈回家。司大

頓起殺機、遂帯研花鉄錠、至李国臣門首、聽伊夫婦睡熟。司大撥門入室騎住李国臣身上用鉄錠連打李国臣顙門。李国臣喊掙。朱氏驚醒欲喊。司大嚇令禁声、并令朱氏擒手。司大復連打李国臣偏右右眉等処殞命」。

(22)『刑科題本婚姻家庭類』九七―一一、乾隆四年一〇月一三日、刑部尚書尹継善等題為貴州遵義県民婦厳氏因姦謀勒死親夫唐君用議准凌遅処死事「唐君用与厳氏成婚参載。縁唐君用酬酒為伊岳厳梅春素所厭悪。乾隆二年九月内有黄佐於厳梅春家借宿。厳梅春知其販花有貲殷勤留宿。至十月十参日黄佐又經路過厳梅春復留歇宿並縦其与厳氏成姦。黄佐即拝厳梅春為義父。厳氏之母李氏覷破其情令厳梅春禁止黄佐復来。厳梅春不聴。乾隆参年正月二十八日黄佐言及失偶、厳梅春即起意欲殺唐君用、将女再招黄佐。密喚黄佐厳氏面商勒死。厳氏不允、厳梅春即以威嚇、厳氏始行應允。黄佐聴知唐君用鼾睡、潜起進房。将繁腰布帕遞与厳氏、套唐君用頸脖。厳氏禽壓手足、黄佐力勒斃命。黄佐即与厳氏成婚、厳梅春亦病故」。

(23)『刑科題本婚姻家庭類』五三―一〇、乾隆二年九月二六日、湖北巡撫楊永斌題報襄陽県民婦張氏与李維珠通姦謀死親夫擬斬立決事「縁張氏旧係土娼、郭以忠於雍正貳年買回作妾。後因家貧即携張氏在於茨河地方駕船為娼。經彼地居民知覚逐回、与李維珠住居相近。雍正拾貳年伍月内、維珠在地割麦。張氏前往撿取零麦、彼此戯謔。迨至捌月内維珠至張氏家喫煙復借銭与張氏買布。以忠窺知、即於是月向維珠借銭、維珠未与。遂設鶏酒邀維珠至家令与張氏姦宿。維珠即給銭貳千。従此往来資助已非一日。後維珠之母覚破、将家務緊理、維珠無銭相贈。以忠遂起拒絶之心。乾隆元年参月初参日、以忠外帰、見維珠在房。即将前門扣住揚言捉姦。維珠當従後牆逸出。以忠嗔氏与維珠往来、即行打罵、併欲嫁売。張氏忿恨、頓起殺機。参月陸日維珠復至張氏即与商謀致死以忠。維珠聴従」。

(24) 李漁は「もともとは夫が妻に春を売らせていたのに、姦通相手の男性の財力が尽きて夫が不満を抱き、姦通相手がなおも恋々としているので、強姦だと訴えることで関係を断ち切ろうとすることがある」と述べていた（五味前掲「「誣姦」の意味するもの」、五頁）。このケースではもし姦夫を捕らえた場合、「強姦」としてお上へ訴え出たかどうかは定かではないが、まさしく夫が妻に金銭と引き換えに姦通させていたのに、姦夫の財力が尽きたために、姦夫を捕らえようとしている。

(25) 夫が妻を売ることについては、岸本美緒「妻を売ってはいけないか？―明清時代の売妻・典妻慣行」『中国史学』八巻、一九九八年を参照。

(26)『刑科題本婚姻家庭類』一四九―九、乾隆六年七月七日、陝西巡撫張楷題報華州涇陽県民孔宏韜通姦勒死本夫埋尸潜逃擬斬監候事「縁孔宏韜与顔拐子倶籍隷華州、同村居住。顔拐子家貧無度。於雍正柒年、縦妻姚氏与宏韜姦宿、利其資財養贍。族衆顔廷秀等稟官責懲、不許宏韜往来。拐子随携家、趁食商州、因難度日、復搬回本境居住、仍聴宏韜往来。縁族衆不容、顔拐子遂同孔宏韜、姚氏、於雍正拾参年搬至涇陽県西字村。顔拐子改名孔大、宏韜更名孔二、以弟兄相稱、掩人耳目。至乾隆参年、顔

拐子受雇於王漢鳳家為長工。毎年工銀肆両。姚氏為揚統宗家乳子、毎年給銀捌両。惟孔宏韜短工力作、日得無幾。拐子遂起逐離之念、時常吵閙、令宏韜回家。宏韜与姚氏商議同逃、未允。頓起謀心、与姚氏商同灌醉勒殺。乾隆参年捌月貳拾参日、宏韜買備焼酒水酒、至晩拐子回家参人同飲。宏韜尚求相留、顔拐子堅不應允。宏韜随決意謀命、与姚氏言明。假以焼酒頻勧、拐子沉醉昏迷、覆跌倒地、叫喚不應。宏韜乗機、拉直拐子両手、令姚氏拏住。自以右膝壓住脊背、取繩従喉勒住、復用柴棒絞緊、登時殞命」。

（27）『刑科題本婚姻家庭類』五八―三、乾隆二年一〇月一九日、大学士兼刑部尚書事務徐本等題為四川渠県民黄箕山与陳氏通姦殺死親夫議准斬立決事「縁侯錫凡係黄箕山妻弟。侯錫凡之妻自幼過門。因翁姑早喪、遂接黄箕山夫婦同居耕作。陳氏年甫十五尚未成婚。黄箕山即調戯成姦。至雍正十二年侯錫凡与陳氏完配。黄箕山毎乗間求姦。陳氏意雖不欲、勢難拒絶。因嘱其夫辞令還帰。黄箕山以己妻素患瘋疾不省人事、蓄意打死侯錫凡、圖陳氏為妻。至乾隆二年正月初十日、侯錫凡夫婦自外拝年醉帰。陳氏旋即挖取葛菜。黄箕山即持棍棒入房見侯錫凡坐而醉盹、連殴其左後肋頂心左額角等処、登時殞命。陳氏聞聲趨回、見夫被殺、即泣奔喊、黄箕山持鎗追拉、嚇以併殺、将氏関閉屋内。是夜同伊子黄閨、黄朋綑屍擡棄渓邊。次日地隣舒盛兆等前往査問、陳氏即哭告以実情」。

（28）『刑科題本婚姻家庭類』六四―一、乾隆二年一二月一九日、安慶巡撫趙国麟題報鳳陽県民蔡永禄与范氏通姦謀死氏夫陳愷擬斬立決事「縁雍正拾参年拾壹月内、陳愷携妻范氏賃住永禄之屋、議無租價、止伊妻傭工抵算。陳愷另自工作。至乾隆元年柒月内、范氏与永禄同地做活調戯成姦。范氏常以丈夫貧病衣食無措為憂。詎永禄遂起貪占之心、答以等我将你丈夫打死養你母子。而范氏以永禄平素戯言説慣、一時無心即答以打死他要你養活我一家之言。嗣永禄又問陳愷有無親族、氏答云竝無伯叔兄弟。永禄由此蓄謀定計。迨拾月拾肆日陳愷在外、覓得工銭陸百文回家、欲赴北爐橋為妻買衣衫。永禄乗機、約於次日同赴。是夜陳愷令氏貳更煮飯。邀永禄同食携銭帶酒。永禄暗携小刀、一同出門。約行貳拾餘里至山澗処、相与席地坐歇。取酒飲畢。永禄故以陳愷不能養妻之語激辱。陳愷聞言怒罵永禄。永禄即拾石塊、撃傷陳愷頭顱太陽。愷仍詈罵。永禄復以石連撃傷陳愷脳後偏左偏右殞命。……范氏盤問、永禄将打死陳愷情由告知。氏即啼哭、被永禄恐嚇乃止。氏慮夫屍暴露捏稱伊夫出門未回、聴聞山澗倒有死屍、投明伊親徐子建同保往看収埋」。

〔付記〕

本稿は平成二七年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による成果の一部である。